

農山漁村活性化応援事業の補助対象経費について

農山漁村活性化応援事業では、事業実施に必要な経費を、その性格により「交通費」「事務費」「委託料」「人件費」の4つに区分して取り扱うこととします。「農山漁村活性化応援事業計画書（変更計画書・実績書）」の「4 事業の収支予算」を作成される際にご留意ください。

1 交通費

スタッフ・参加者が移動に要した経費

- (例) スタッフ・参加者が利用した電車・バス・タクシー・船舶の運賃
自動車・船舶の燃料代
車両・船舶等の借上料
有料道路通行料

2 事務費

〔消耗品費〕

短期間又は一度の使用によって消費されるものの取得に要する経費

- (例) 各種事務用品（コピー用紙代、文具類等）、肥料、種苗、農薬、食材[※]等

※ 交流活動のうち、農産物等の料理・加工体験等の材料が対象。
参加者・スタッフの弁当代、お茶代等は対象外。

〔燃料費〕

暖房用、炊事用等の燃料等

- (例) 灯油、プロパンガス、薪等

〔印刷製本費〕

資料等の印刷及び製本するために要する経費

- (例) チラシ・パンフレット等の印刷、写真の現像、プリンターのインク等

〔修繕費〕

物品等の一部を修理、補修するために要する経費

〔通信運搬費〕

通信及び発送に要する経費

- (例) 通信費（切手、はがき、小包、宅配便等）
運搬料（荷造費、運賃等）

※電信料（電話、電報、有線放送・通信回線使用料など）やインターネットプロバイダ使用料など恒常的に発生する費用については補助対象外です。ただし、イベント期間内など臨時に設置する通信回線などの費用については補助対象となる場合もありますので、ご相談ください。

[広告料]

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等において広告をするために要する経費

[手数料]

特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費

(例) 送金・払込手数料、各種証明手数料、加工・清掃・点検手数料、クリーニング代、各種サービス料等

[保険料]

活動参加者のボランティア保険掛金、物件に対する火災保険その他の損害保険の保険料

[報償費]

役務の提供の対価

(例) 講演会、講習会、研修会等の講師謝礼金

[使用料及び賃借料]

賃貸借契約に基づく物の使用収益の対価として支払う経費

(例) 土地、建物、会場（附属設備も含む。）、会議室の借上料
機械、器具、貸植木等の借上料

3 委託料

団体がその権限に属する事務、事業等を直接実施せず、他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支払われる経費

4 人件費

事業当日の運営や事前準備に係るスタッフの日当